

引取業者登録申請等の手引き

奈良市内の事業所で自動車所有者から使用済自動車の引取を行おうとする事業者は、奈良市長の登録を受けなければなりません。登録の有効期間は5年です。

登録

- ・引取業者登録申請に関する必要書類（次の①～⑤）を提出してください。

提出書類	ダウンロードできるもの
① 引取業者登録申請書（様式第一）	○
② 本人を確認できる書類 申請者が個人の場合 ○住民票の写し (本籍地記載の発行日から3ヶ月以内のもの。外国人の場合は、国籍等記載の発行日から3ヶ月以内のもの) ・申請者が未成年の場合は法定代理人の住民票の写し (本籍地記載の発行日から3ヶ月以内のもの。外国人の場合は、国籍等記載の発行日から3ヶ月以内のもの) (注) 法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） 申請者が法人の場合 ○登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）	
③ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が説明できる書類 (次のうちいずれか) ○ 確認する体制が説明できる書類 ○ 十分な知見を有する者が確認できることを示す書類 自動車整備士、中古自動車査定士の資格証などの写し	○
④ 欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書 法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面	○
⑤ 付近見取図　　登録しようとする事業所の所在図	

登録の更新

- ・新規登録時と同様に、登録申請書類①～⑤を提出してください。
- ・登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければなりません。
- ・登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。
- ・登録の更新申請は、有効期限の約2ヶ月前から申請できます。

変更届

- ・変更が生じた日から30日以内に次の①～③の書類を提出してください。

- ①変更届（ダウンロード可能）
- ②欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書（ダウンロード可能）
- ③必要な書類

変更の内容	変更届に添付する書類
引取業者が個人の場合で氏名・住所の変更の場合 ※同一人の変更に限ります。親から子への相続等で人が変わることには、廃業・新規となります。	(1) 住民票の写し（本籍地記載の発行日から3ヶ月以内のもの。外国人の場合は国籍等記載の発行日から3ヶ月以内のもの） (2) 付近見取図 所在地変更の場合のみ必要
引取業者が法人の場合で名称又は住所の変更の場合	(1) 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） (2) 付近見取図 所在地変更の場合のみ必要
引取業者が法人の場合で代表者氏名の変更の場合	(1) 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
引取業者が法人の場合で役員を変更の場合	(1) 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
未成年者である場合で法定代理人の氏名及び住所の変更の場合	(1) 法定代理人の住民票の写し（本籍地記載の発行日から3ヶ月以内のもの。外国人の場合は国籍等記載の発行日から3ヶ月以内のもの） (2) 付近見取図 所在地変更の場合のみ必要 (3) 法定代理人が法人の場合、登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
事業所の所在地の変更の場合	(1) 付近見取図 変更する事業所の所在図
事業所の追加の場合	(1) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が説明できる書類（次のうちいずれか） ○確認する体制が説明できる書類（ダウンロード可能） ○十分な知見を有する者が確認できることを示す書類 自動車整備士、中古自動車査定士の資格証などの写し (2) 付近見取図 追加する事業所の所在図
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	(1) 変更後の体制を説明する書類（次のうちいずれか） ○確認する体制が説明できる書類（ダウンロード可能） ○十分な知見を有する者が確認できることを示す書類 自動車整備士、中古自動車査定士の資格証などの写し

廃業等の届出

・ 廃業等の場合は30日以内に次の書類を提出してください。

①廃止届（ダウンロード可能）

届出に至った理由	届け出る者
死亡した場合 ※個人の事業主が死亡した場合、その相続人が引取業を継続して行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
引取業を廃止した場合	引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

欠格要件

以下の（1）～（7）に該当する場合は登録できません。

- (1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者。
- (3) 第51条（登録の取消し等）第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者。
- (4) 引取業者で法人であるものが第51条（登録の取消し等）第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの。
- (5) 第51条（登録の取消し等）第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者。
- (6) 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの。
- (7) 法人でその役員のうち（1）～（5）までのいずれかに該当する者があるもの。

申請方法

- ・申請フォームより電子申請してください。

登録申請手数料

登録申請手数料 （新規申請）	4,000円
登録更新申請手数料 （5年毎更新）	3,000円

- ・申請者の都合で申請を取り下げる場合や欠格要件に該当する者がいるため登録を受けられない場合でも手数料を返還できませんのであらかじめご承知おきください。
- ・変更届出及び廃業届出に手数料は必要ありません。

引取業者の主な役割

①自動車リサイクルシステムへの登録

使用済自動車を引き取る場合には、市の登録に加え、パソコン等を用いた電子マニフェスト制度による引取・引渡報告を行うこととなりますので、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。自動車リサイクルシステム登録申込書に必要事項を記入のうえ、市から交付される登録通知書の写しを添えて、公益財団法人自動車リサイクル促進センターへ送付してください。

②標識の掲示

タテ・ヨコ20cm以上の大ささで、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示してください（登録通知書を公衆の見やすい場所に掲示することでも可）。

③装備・預託確認の実施

使用済自動車を引き取る際は、フロン類（エアコン）、エアバック類の装備の有無を確認（装備確認）の上、リサイクル料金が預託されているかの確認（預託確認）を行う必要があります。

④使用済自動車の引取りと電子マニフェスト制度による引取報告の実施

使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行なう必要があります。

⑤引取証明書の交付

使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、引取証明書を交付する必要があります。

⑥使用済自動車の引渡しと電子マニフェスト制度による引渡報告の実施

使用済自動車のエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認し、含まれている場合はフロン類回収業者へ、含まれていない場合は解体業者へ、使用済自動車を引き渡す必要があります。使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行なう必要があります。

⑦使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

使用済自動車が確実に解体され永久抹消登録等・自動車重量税還付申請手続きが可能になった時点で、最終所有者にその旨の連絡を行う必要があります（申請手続きを従来どおり引取業者が代行することも想定されます）。

【問い合わせ先】

〒631-0801

奈良市左京五丁目2番地

奈良市廃棄物対策課 産業廃棄物対策係

TEL : 0742-71-2226